

メディアにおける「創作物の性表現」と「現実の性被害」との関係性
～児童買春・児童ポルノ禁止法改正案をめぐって

<趣旨>

2013 年 6 月、通常国会に提出されていた児童買春・児童ポルノ禁止法改正案は継続審議となることが決まった。改正案は、児童ポルノの所持を禁止する「単純所持の禁止」を導入することに加え、漫画やアニメ、CG 等と性犯罪等との関連性を調査研究するよう政府に求めている。特に後者に関しては、出版界や一般ユーザーからの強い反発が見受けられる。議論のポイントの一つは、例え性的虐待を描写した内容でも「実在しない人間を描く創作物を、規制対象とする必要があるのか」という点にあり、統一の見解は未だ定まっていない。

はたして、創作物であれば実在の被害者は生みださないのだろうか。本報告は「創作物の性表現」と「現実の性被害」との関係性に着目し、近年の性犯罪をめぐる複数の事例と、性表現の影響に関する研究理論やデータを検討し、創作物の性表現による弊害について考察する。

<概要>

児童ポルノ事件は増加傾向にあり、2012 年上半期の摘発件数、人数ともに前年同期比で 19・9%、37・2%増の 764 件 612 人で、いずれも過去最多となった。児童ポルノ事件の 85・7%はインターネット関連である。また低年齢児童の児童ポルノは、8割以上が強姦・強制わいせつ的手段によって製造されている。児童ポルノについては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」)が 1999 年に制定、2004 年に改正され現在に至る。しかし、現行法では児童ポルノを単に個人で鑑賞する目的で所有する「単純所持」は禁じられておらず、インターネット経由で画像が世界的に拡散する中で、国際社会からも批判がある。このため、規制の強化を目指すべきとの見解に基づき、2013 年の第 183 回国会に自民・公明・日本維新の会の 3 党が改正案を共同提出したが、継続審議となることが決まった。

本改正案が特に議論を引き起こしているのは、漫画やアニメ、CG といった「創作物」と性犯罪等との関連性を調査研究するよう政府に求めている点にある。議論のポイントの一つは、たとえ性的虐待を描写した内容でも「実在しない人間を描く創作物を、規制対象と

する必要があるのか」という点にあり、統一の見解は未だ定まっていない。

学術的知見においても、性犯罪とポルノグラフィーの関連性については、アダルトビデオ（AV）を中心とした複数の事例が報告された例があるが、創作物のポルノグラフィーに焦点を当てた研究は管見にして知らない。よって本報告は、創作物の性表現と現実の性被害との関係性について、まず近年の性犯罪をめぐる事例から検討する。続いて、創作物の性表現の影響に関する研究理論やデータを整理し、社会科学的な知見から検討を加える。「創作物による実在児童の権利侵害」の事例としては、実在の児童に対する性的虐待が、漫画という創作物の「ネタ元」になっていたケースを報告する。「性犯罪における創作物の利用」の事例としては2000年代に発生したものを対象に、創作物の性表現が現実の性犯罪において模倣されたり、実在児童を性的対象とする見方を植え付けたり、実在女性全般への歪んだ認知を形成したりしていることが思料されるケースを紹介する。

もともと、性犯罪の加害者が犯行の理由としてビデオやコミックなどのメディアを挙げるのは、自分の責任を外的理由に転嫁するためとも推察される。また、メディアからこうした影響を受けるのは、「一部の特殊な人々」と一般に受け止められている。そこで報告の後半では、社会科学的な知見から、メディアの性表現が見る者に与える影響を検討する。創作物の性表現にさらされることで性暴力的な態度が形成されたり、性犯罪への罪悪感が低下したりする傾向が増大する等、様々な影響研究の結果が示されている。「性表現の影響研究の限界」としては、性的攻撃性に関連するポルノグラフィー以外の要因や、それらリスク要因の影響を緩和するとされる防止要因について報告する。

上記の報告を受け、まとめとして、創作物の性表現対策のあり方を考察する。